

ショッピングガード保険（国内）

- 補償適用開始日：2009年3月1日（日）ご利用分より
- 補償金請求者：nanacoクレジットカード、セブンカード・プラス/セブンカードの本会員・家族会員
- 補償期間：nanacoクレジットカード/セブンカード・プラス/セブンカード会員かつスマリポに登録している期間
- 年間補償限度額：会員1名につき毎年4月1日から1年間の総補償金額は100万円限度
- 自己負担額：1回の事故につき3,000円
- 補償金額：カードご利用額あるいは購入店の領収書に記載された物品の購入金額（修理が可能な場合は修理金額）から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。
※物品の購入に際しnanacoクレジットカード/セブンカード・プラス/セブンカードと現金、商品券等を併用された場合には、カード利用額から自己負担額3,000円を控除した額を限度とします。

- 保険適用条件：保険対象商品の購入時点、事故発生時点のいずれにおいてもスマリポに登録していること。保険対象商品を「ショッピングリボ払い」、または「ショッピング1回払い」にて購入し、スマリポにてショッピングリボ払いに振替対象となっていること。（※ショッピングリボ払い振替除外商品は除く）
- 補償を受けられる人および補償金を請求できる人：この補償サービスにおいて補償を受けられるのは、補償の対象になる物品を正当な権利をもって所有されている方とします。したがって、会員および家族会員ならびにこれらの方々からの補償の対象となる物品を譲り受けた方も補償を受けることができます。ただし、いずれの場合も補償を請求することができるのは原則として会員に限られます。
- 引受保険会社：損害保険ジャパン株式会社

お支払いする場合	補償の対象とならない物品	お支払いできない主な場合
補償期間内にnanacoクレジットカード/セブンカード・プラス/セブンカード会員が日本国内所在の加盟店でnanacoクレジットカード/セブンカード・プラス/セブンカードを利用して購入した物品（詳細は右記）で購入日（配送等による場合には物品の到着日）から90日以内に偶発の事故（国内・海外問わず）によって損害を被った場合。	会員が購入した物品であっても次に掲げるものは補償の対象となりません。 (1)船舶（ヨット・モーターボートおよびボートを含みます。）、航空機、自動車、原動機付自転車、自転車、ハングライダー、サーフボード、セーリングボードおよびこれらの付属品 (2)義歯、義肢、コンタクトレンズ、その他これらに類するもの (3)動物および植物 (4)現金、手形、小切手、その他有価証券、印紙、切手、乗車券等（鉄道・船舶・航空機の乗車船券・航空券・定期券・宿泊券・観光券および旅行券をいいます。）、旅行者用小切手およびあらゆる種類のチケット (5)稿本、設計書、図案、帳簿、その他これらに準ずるもの (6)自動車電話・携帯電話およびこれらの付属品 (7)食料品 (8)会員が従事する職業上の商品になるもの ※補償の対象とならない物品は、上記以外に追加されることがございます。	(1) 会員または補償金を受け取る方の故意に起因する損害 (2) 補償の対象となる物品の自然の消耗または性質によるさび、かび、むれ、変質、変色、その他類似の事由またはねずみ食い、虫食い等に起因する損害 (3) 補償の対象となる物品の設計・材質または製作の欠陥およびこれらの欠陥に起因する損害 (4) 戦争、暴動、その他の事変に起因する損害 (5) 国または公共団体の公権力の行使に起因する損害 (6) 核燃料物質の有毒な性質に起因する損害 (7) 置き忘れまたは紛失に起因する損害 (8) 水災、地震または噴火に起因、もしくはこれらに随伴して生じた損害 (9) 詐欺または横領に起因する損害 (10) 物品の誤った使用に起因する損害 (11) 物品の配送中に生じた損害 など

上記内容は概要を説明したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特別条項に基づきます。

●保険金の請求について

- 1.保険金請求手続き
 - ・お支払いの対象となる損害が発生した場合には、会員はただちに損保ジャパンJCB事故受付デスク（下記）に事故のご報告をしてください。
 - ・会員の方が保険金の請求をされるときは下記「2.必要書類」に掲げる書類をご提出ください。
- 2.必要書類

ご請求になる保険金の種類	盗難事故 保険金	破損事故 保険金	火災事故 保険金	その他の 事故保険	ご案内
必要書類					
保険金請求書（所定用紙）	○	○	○	○	必要事項をご記入のうえご署名・ご捺印ください
罹災証明および盗難届出済証明書	○		○		管轄の警察署・消防署でお取り付けください
修理費請求書または見積書		○	○	○	購入先または修理先でお取り付けください
セブンカード・プラス/セブンカード売上票（お客様控）	○	○	○	○	
写真		○	○	○	
その他関係書類	○	○	○	○	必要な場合は、別途保険会社よりご案内させていただきます

(注) 1.○印は原則として必要な書類、○印は場合によって必要な書類。
2.全損の場合、現物をお預りすることがございます。
3.左記各書類はコピーしたものでは認められません。破損の場合、損害保険ジャパン㈱に連絡される前に被害品を処分された時は、保険金の支払いに差し障りの生じる場合がございます。

保険の詳細および事故時の連絡先	損保ジャパンJCB事故受付デスク (9:00AM～5:00PM 日・祝休)	0120-258-554	※「損保ジャパンJCB事故受付デスク」における事故受付の際、 保険会社がnanacoクレジットカード/セブンカード・プラス/セブンカード会員資格 有効性を確認するために、会員番号をご申告いただいております。
-----------------	--	--------------	---